

## 弁護士会における無料の専門家相談の仕組み（随時方式）

### 【ポイント】

- まず  **住まいるダイヤル** 0570-016-100 にお電話でご相談いただき、ご予約を受け付けます。
- 面談当日は、弁護士1名と建築士1名がペア（原則）でご相談に応じます。
- 相談時間は1時間（無料）です。
- 相談場所は、弁護士会館内の相談室などです。

### 利用者（相談者）

- ・評価住宅（建設住宅性能評価書が交付された住宅）を取得された方など
- ・保険付き住宅（住宅瑕疵担保責任保険が付された住宅）を取得された方など
- ・住宅リフォーム工事を発注し、又は発注を予定されている方

①まず電話相談を  
していただきます。

③弁護士会から実施日時  
や場所を相談者に連絡  
します。

④弁護士と建築士が  
面談します。



（財）住宅リフォーム・紛争処理  
支援センター

一級建築士などの資格を持つ相談員  
がお電話でのご相談に応じます。

【電話番号】 **0570-016-100**

10～12時、13～17時（土日祝休日を除く）  
※PHSや一部のIP電話からは03-3556-5147  
をご利用ください。

②相談内容その他の  
内容を弁護士会に  
連絡します。

相談を担当する専門家  
（弁護士と建築士）

弁護士会

（住宅紛争審査会など）

※7/1現在、函館、釧路、栃木県、埼玉、東京三会、富山県、山梨県、  
静岡県、愛知県、京都、奈良、和歌山、福岡県、佐賀県、宮崎県の  
各弁護士会で実施しています。その他の弁護士会は準備中です。  
詳しくは、住まいるダイヤル(0570-016-100)にお電話いただくか、  
ホームページ([http://www.chord.or.jp/consult/1\\_2.html](http://www.chord.or.jp/consult/1_2.html))をご覧ください。

建築士  
の団体

協力・連携